

大橋町東部町会規約

令和4年6月12日 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大橋町東部町会（以下「会」という）という。

(区域)

第2条 会は、佐野市大橋町東部に在住を有する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第3条 会の事務所は、佐野市大橋町3178-11番地 東部公民館に置く。

(会員)

第4条 会の区域に住所を有する個人又は、法人団体等は、全てこの会員とする。

2 会員になろうとする者は、班長を経由して会長に届けるものとする。

3 会長は正当な理由がない限り、会の区域に住居を有する者の加入を拒んではならない。

4 第1項に該当しない個人又は法人会員等にあつては、この会の事業をするための賛助会員となることができる。

(組織)

第5条 会の下に次の組織をおくこととする。

(1) 大橋町東部町会防災会

(2) 東部青年部

(3) 東部体協

(4) 東部女性会

(5) 東部子供会育成会

(6) 東部長寿会

(7) 東部環境衛生部

(8) 東部福祉部

(9) 東部防災部

第2章 目的及び事業

(目的)

第6条 会はその区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の有効な地域社会の維持及び形成に資する。

地域的な共同活動を通じ、住民相互の親睦を図るとともに、おたがいを信頼し心を一にして、明るく住み良い地域づくりに資することを目的とする。

(事業)

第7条 会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区域内の民生・児童委員および環境衛生委員、第5条の各団体および会員相互の共同活動や連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福祉厚生に関すること。
- (5) 行政情報の活用及び行政との連絡調整に関すること。
- (6) 所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関すること。
- (7) その他会の目的に必要なこと。

第3章 役員

(役員)

第8条 会に次の役員及び執行役員を置くこととする。

- (1) 会長 1名 (執行役員)
- (2) 副会長 3名 (執行役員)
- (3) 会計 2名 (執行役員)
- (4) 事務局長 1名 (執行役員)
- (5) 監事 2名
- (6) 区長 5名
- (7) 副区長 5名
- (8) 各団体代表 (第5条)
- (9) 事務局員 若干名

(役員を選出)

第9条 執行役員及び監事は、会員の中から選出し、総会で承認を得なければならない。

2 区長は、各区の会員から選出する。また、区長が決まらない場合は会長が任命する。

3 役員の新補充が必要と認められた場合は、役員会の議決を受け、会長が任命することができる。

4 事務局員は必要数会長が選任する。

(役員職務)

第10条 会長は会を代表し、会務を執行及び統括をする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が会務を執行できない時は、その会務を代務する。

3 会計は、会の出納事務を処理し、会計書類等を管理する。

4 監事は、会の業務及び会計事務等を管理する。

5 区長は、区をまとめ、区の代表として会務に協力する。

6 副区長は、区長を補佐し、会務に協力する。

7 事務局員は執行役員会に出席することができる。

会長の指示により、事務連絡や各種調整等を行う。なお、会議では参考意見は述べられるが決定権はない。

(任期)

第11条 役員の新任期は原則として2年とし、総会により延長することができる。ただし、会長

の任期は最長6年までとする。

また、区長・副区長の任期は各区の会員の総意で(年数を区切って)輪番制にした場合はこの限りでない。

- 2 任期途中に就任した役員の任期は、次の総会までとする。

(班)

第12条 会の運営を円滑に行うために、班を置く。

- 2 班の編成は、当該住民の協議を経て、会長の承認を受けることとする。
- 3 班は、会員の中から班長を選出する。班長は、原則として輪番制とする。
ただし、班内に転入1年以内の世帯についてはこの限りではない。
- 4 町会役員等は、高齢者及び心身障害者等で、業務の遂行が困難であると認められた場合は本人の申し出により免除することができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第13条 会の会議は、総会及び執行役員会及び役員会とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会の最高意思決定機関とする。
- 3 執行役員会は、第8条の執行役員をもって構成し、役員会は、執行役員及び役員(監事は除く)をもって構成する。

(招集)

第14条 定期総会は、会長が招集し、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、会員の3分1以上の請求があった時、又は役員会において総会開催の議決があったときに、会長が招集する。
- 3 執行役員会及び役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

(議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
- (5) その他、会の運営に係る重要事項に関すること。
- 2 執行役員会及び役員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 第1項に定める事項につき、急を要するものについては役員会で決議執行し、次の総会で承認(事後承認)を受けるものとする。

(成立要件並びに議長及び議決)

第16条 総会は、会員の2分の1の出席をもって成立する。

ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 執行役員会及び役員会の議長は会長がこれにあたる。会議の議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 会計及び資産

(会計年度)

第17条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(収入)

第18条 会の収入は、会費、寄付金、補助金等をもってあてる。

(会費)

第19条 会の会費は、持ち家会員は一世帯年額5,400円(月額450円)とし、賃貸等の会員については、一世帯年額4,800円(月額400円)とする。

なお、会費は分割納付することができる。

- 2 法人団体等の会員は、年額12,000円以上とする。
なお、法人会員であっても規模等により役員会で承認を得ている場合はこの限りでない。
- 3 会費は定められた月日までに、個人、法人団体等の会員共に、各班において徴収し、班長及び区長が会計に納入するものとする。分割納付者に対しては納付回数を定めて徴収し、会計に納入するものとする。
なお、その他必要事項については別途定める。
- 4 会員に特別な事情があると役員会で判断した場合は、会費の減免をすることができる。
- 5 期間中の転入及び転出者についてはそれぞれ月割計算で徴収及び返金とする。

(支出)

第20条 支出は、総会で議決された予算に基づき、会の目的に添っておこなう。

(資産)

第21条 会の資産は、別に定める資産目録による。

2 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

3 資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分又は、担保に供することができる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第22条 会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

第6章 監事

(監査及び報告)

第23条 監事は、会計年度終了後に、監査を行い、総会でその結果を報告する。

- 2 監事は、必要と認められる場合は、監査(中間監査)を行うことができ、役員会に報告

するものとする。

第7章 脱会

第24条 会員の脱会は、次の場合による。

- 1 会の区域内に住所を有しなくなったとき。
- 2 本人が会長にその旨を申し出たとき。

第8章 慶弔費等

第25条 第8条の役員及び班長等の死亡に際しては、次の通り香料を支給する。

- (1) 役員及び班長 10,000円
- (2) その他特に会長及び役員会が認めた場合
10,000円

第26条 第8条の役員及び班長等の療病及び傷害に際しては、入院治療1週間以上した場合、次の通り見舞金を支給する。

- (1) 役員及び班長 10,000円
- (2) その他特に見舞いが必要と会長及び役員会が認めた場合
10,000円

第9章 役員及び班長手当

第27条 第8条の役員及び班長に対して、1年ごとに、役員及び班長手当を支給することができる。支給金額は次の金額とする。

また、役職を兼務した場合、二重に手当を支給しない。

副会長	20,000円
会計	20,000円
事務局長	20,000円
監事	20,000円
区長	20,000円
副区長	5,000円
各種団体代表	20,000円
事務局員	20,000円
班長	5,000円

- 2 第8条の役員及び班長の経験が1年に満たない場合は、月割り計算で支給する。

第10章 補足

第28条 規約に定めが無い事項については、総会又は役員会により、決定する。

付 則

この規定は平成7年4月1日施行

平成20年8月31日一部改定

平成23年5月15日一部改定
平成25年5月12日一部改定
平成26年5月11日一部改定
平成28年5月15日一部改定
令和2年5月17日一部改定
令和2年6月14日一部改定
令和3年5月30日一部改定
令和4年6月12日一部改定